

総務政策委員会会議録

招 集

令和5年6月28日(水) 午前10時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 渡 辺 穰 爾 (副委員長) 吉 岡 古 都
伊 藤 ひろえ 稲 田 清 門 脇 一 男 国 頭 靖
津 田 幸 一 森 谷 司

欠席委員(1名)

岩 崎 康 朗

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 松下調整官 田中庶務担当係長

傍 聴 者

安達議員 今城議員 大下議員 岡田議員 奥岩議員 田村議員 塚田議員
戸田議員 西野議員 錦織議員 又野議員 松田議員 森田議員 矢田貝議員
報道関係者2人 一般2人

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 下関部長 辻統括調整監 松本防災安全監

[秘書広報課] 幸本課長

[総務管財課] 角課長

[防災安全課] 田中課長 柴田主査兼地域安全担当課長補佐
山花危機管理室長

[調査課] 足立課長

[職員課] 伊藤課長 松永給与担当課長補佐

[財政課] 金川課長 大塚課長補佐兼総括主計員 岩永係長

[契約検査課] 足立課長

[情報政策課] 最上課長 福留課長補佐

【総合政策部】 八幡部長 萩原人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 堀口次長兼課長

[まちづくり企画課] 川本課長 石谷課長補佐兼国際交流室長

[都市創造課] 相野課長

[交通政策課] 倉本課長 足立担当課長補佐

[地域振興課] 毛利課長

[男女共同参画推進課] 長谷川課長 舟木課長補佐

[人権政策課] 樋口人権啓発担当課長補佐

【都市整備部】

[都市整備課] 本干尾課長 中原米子駅周辺整備推進室長

【淀江振興本部・淀江支所】 中久喜本部長兼支所長

[淀江振興課] 山浦総合政策部次長兼課長

[地域生活課] 堀口課長

審査事件及び結果

- 議案第54号 米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第55号 米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第60号 財産の取得について [原案可決]
- 議案第61号 財産の取得について [原案可決]
- 請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願 [不採択]
- 請願第3号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願 [不採択]
- 陳情第29号 地方財政の充実・強化を求める陳情 [採択]

報告案件

- ・旧淀江保育園・幼稚園跡地への備蓄倉庫整備について [総務部]
- ・本市のスマート窓口システムのデジタル庁窓口DX SaaS採択について [総務部]
- ・がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業等に係る取り組みについて [総合政策部]
- ・指定管理制度の適用方針について [総合政策部]

協議案件

- ・広報広聴委員の選出について
- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○渡辺委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

岩崎委員から欠席の届出がありましたので御報告をいたします。

なお、挙手して「委員長」と大きな声で言ってもらわないと指名されませんから。よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、6月26日の本会議で当委員会に付託されました議案4件、請願2件及び陳情1件について審査するとともに4件の報告を受けたいと思います。

総務部所管事項について審査をいたします。

議案第54号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 議案第54号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

54-2というページのほうに、本条例の改正内容のほうを記載をしております。本条例におきまして、第3条の2でございますが、「損害補償を受ける権利は譲り渡し、担保に

供し、又は差し押えることはできない」。改正前でございますが、「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない」、このただし書以降を削除するものでございます。

経緯を報告させていただきます。関係法令といたしまして、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されました。この法律におきまして、本条例の関係法令であります消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律も一部改正が行われまして、今回の改正同様にただし書以降のところを削除されたので、整合を取るためにこちらのほう改正を行うものでございます。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

質疑のある方は。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 別のないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

当局の説明を求めます。

伊藤職員課長。

**○伊藤職員課長** 議案第55号、米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本市の職員の特殊勤務手当に係る防疫等業務手当につきまして、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症へ移行したことを受けまして、その患者等に接して行う業務等に従事した場合における防疫業務手当の特例に関する規定を国家公務員法の例に準じまして削除するものです。以上で説明を終わります。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

何か質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** これより討論に入ります。討論のある方はおられますか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号、米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、財産の取得について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 議案第60号、財産の取得について、御説明いたします。

ここで申し上げます財産とは、消防ポンプ自動車1台でございます。本市では消防団にポンプ自動車を配置をしております。今年度、彦名分団に配備する車両を取得するものでございます。取得価格につきまして、2,365万円という入札結果でございましたので、地方自治法に照らし合わせまして、取得財産2,000万円以上ということで議決案件となっております。なお、入札が終わりました後、現在、仮契約を行っております。議決をもちまして本契約に移行をし、点検・整備を進めるという予定しております。説明は以上となります。

○**渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 別にないようですので、これより討論に入ります。討論の御発言はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時07分 休憩**

**午前10時14分 再開**

○**渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

初めに、陳情の審査から行います。

陳情第29号、地方財政の充実・強化を求める陳情、を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります安達議員及び又野議員に説明を求めます。

簡潔に説明をしていただきたいと思います。

初めに、安達議員。

○**安達賛同議員** 発言の機会をいただきましたので、今、簡潔にと言われましたので、なるだけ趣旨を決めて発表してまいりたいと思います。

この要望、陳情についてですけれども、この陳情書は鳥取県内19自治体が、自治体の単組が、自治労県本部とともに連名で、それぞれの自治体の議会議長宛てに提出する取組

として伺っております。県内自治体では、それぞれ地形・地勢が異なりますが、独自の要望事項を掲げて地方財政確立を目指すための項目の事柄について、実現を求めて陳情を提出されたと聞いております。陳情の趣旨についてですけれども、冒頭に掲げてありますように、米子市はとりわけ高齢化、少子化が進行しています。そのことによって医療・介護費用の増加など、社会保障制度の整備、子育て支援、人口減少下の状況でこういった地域活性化はもとより、脱炭素化、物価高騰対策など、地域住民の福祉・健康に極めて多岐にわたる役割が求められていると考えられています。それらのことに対して、地方財政の確立は継続して強力に取り組まなければならないという位置づけに、私、賛同しましたので、このことをもって発言に代えたいと思います。昨年もこの同様の陳情書を提出し、全国的にも、県内でも、議会への陳情については賛成というような採択を受けたように聞いております。以上です。

**○渡辺委員長** 次に、又野議員。

**○又野賛同議員** 私からも簡単に賛同の意見を述べたいと思います。

書いてありますけれども、人口減少が進むといっても自治体の仕事、対応しなければならない事務は続けなければなりませんし、その対応ということでも、ますます業務が増えていく部分もあります。財源確保が必要となることは確実であります。ただ、地方独自の税収、落ち込んでいくというふうに見込まれていますので、国のほうからの支援がより必要になってくると思っております。東京一極集中などによって、都会のほうにお金が集まっていっています。その集まったお金を地方のほうに、税金の分配ということによって地方にお金を回すようにするというためにも、地方財政を充実する役割が国には求められると考えておりますので、賛同いたします。以上です。

**○渡辺委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないですね。

それでは、賛同議員に対する質疑のほかに質疑、意見等がある方はどうぞ。

稲田委員。

**○稲田委員** 簡潔に努めてまいりたいと思います。

昨年の9月定例会にも同じ題名のものが出されまして、昨年の委員会ですけれども、議論した経緯がございます。改めてでございますが、出されるということに対して何ら反対はないんですけれども、やはり米子市の行政課題に立脚すべき、米子市の抱える問題により焦点を当てるべきという考えをまず冒頭申し上げておきます。それゆえ一部ですが、追加あるいは削除、または修正等があってもよいのではと考えております。私といたしましては、昨年度のものと同様になるのですが、原子力防災対策における予算措置というようなものも盛り込んでいただければと考えております。また、同僚議員ほかからも同趣旨の発言、これから連なると思いますが、私といたしましては、今日、このような発言をしておりますので委員長の許可がありましたら、その内容を盛り込んだ、言うなれば修正案のようなものを準備させていただいておりますので、配付の許可がいただければ、場面は委員長に委ねますけれども、その準備をしておりますのでお取り計らいいただければいかと思っております。以上で終わります。

○渡辺委員長 これは、委員の皆さん、配っていただいているですね。

〔「はい」と声あり〕

○渡辺委員長 オーケーですね。

じゃあ、配ってください。

一昨年と同じように修正案でという議論をしておりますので、今回、委員会が替わりましたので、経験のある方、ない方もあろうかと思っておりますけども、続いて意見等、質疑等があれば受けますけども。

津田委員。

○津田委員 公明党としましては、この1番の4行目ですね、この新しい修正案のほうでございまして、ここに、4行目に「それを支える人件費を重視し」という文言があります。これについては、それを支える人件費を重視するというので昨年も申し上げて修正をさせていただいておりますけど、やっぱり米子市議会として出すのであれば市民のためという点を置きまして、「官民の」人件費というふうに入れていただくということを要望したいと思っております。以上でございます。

○渡辺委員長 ほかに。

門脇委員。

○門脇委員 私のほうからは、今、この原案の6番で森林環境譲与税について。この項目がございまして、先ほど説明を受けたときに独自の項目を上げてということでございましたけども、やはり意見書に関しましては、米子市に見合ったといいますか、米子市に根差した内容であるべきだろうと思っておりますので、この点に関しまして変更あるいは削除と、新しい意見書案では削除させていただいておりますけど、では、どうだろうかと思っております。

その理由といたしましては、森林環境譲与税によりまして管理不全の民有林の整備を直接、支払いするという、こういうことも重要ですけども、一方で国産木材の利用促進を通じて民有林の整備が進むようなアプローチも大事だと考えております。加えて、令和2年に米子市森林整備計画という、こういうものが策定されておまして、この計画期間が10年間ありますけども、これにも影響を及ぼすものであると考えますので、できたらこれは削除していただきたいなと考えております。以上です。

○渡辺委員長 これは削除されたものが配られてますね。

〔「はい。」と門脇委員〕

○渡辺委員長 ほかに質疑、意見。

伊藤委員。

○伊藤委員 稲田委員が修正してくださったものだと思うんですけど、加筆したところと、修正したところと、ちょっとざくっとで教えていただければありがたいんですけど。すみません、よく見れば分かると思っております。

○渡辺委員長 大事なことだと思います。

稲田委員。

○稲田委員 2番が一部、加筆が加わっております。

○渡辺委員長 最初出された原案の分と。

〔「原案に対する、いうわけですね。」と稲田委員〕

○**渡辺委員長** そういう説明みたいなのを。

稲田委員。

○**稲田委員** 2については一部、加筆が入っております。6については削除となっております。7については一部、修正をしております。最後、私のほうで原子力災害のことを追加させていただきました。以上でございます。

○**渡辺委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 今、番号を教えてくださいんですけど、一部のどこというのを教えてくださいとさらにありがたいんですけど。すみません、お願いいたします。

○**渡辺委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** 2については、ちょっと津田委員の説明が入ったもので、できましたら津田委員に求めたい。

○**渡辺委員長** 津田委員。

○**津田委員** 2番に関しましては、ちょっと私のほうから意見申し上げておりました言いますが、今、どちらを見ておられますでしょうか。

〔「どちらも見てます。」と伊藤委員〕

○**津田委員** そうですね。この「国庫補助事業等における自治体の超過負担が解消するよう具体的な措置を講じるとともに」と、その「地方単独事業分」というところの間に文言が追記しているということでございます。

その文言とというのは、地方単独、ちょっと間違えました。すみません。これで言いますと、もう一回言いますと、2番の……。

○**渡辺委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 3行目の「国庫補助事業等における自治体の超過負担が解消するよう具体的な措置を講じるとともに」というのが入ったというのが分かりました。

○**渡辺委員長** 津田委員。

○**津田委員** それとですね、この原案に対する7番ですね。7番の一番最初の「人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど」というところを削除しまして、それで、この次の「地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり」というふうにして、それで「人口減少時代における地域の実情に応じた必要な対策を講じること」と追記をしております。以上でございます。

〔「ありがとうございました。」と伊藤委員〕

○**渡辺委員長** ほかに質問、御意見。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 津田委員が先ほどおっしゃった「官民の」という。

〔「1番。」と声あり〕

○**渡辺委員長** 1項目ね。

○**吉岡委員** 1番です。官民の人件費というのは、例えば委託先の事業所とかの人件費ということですか。地方財政と民間の人件費の関係というのは、どういう関連で、民意を入れるというのは。

○**渡辺委員長** 津田委員。

○**津田委員** 委託先ということではなくて市民と、という意味合いでございます。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 地方公共団体の財政が潤うと市民も潤うという意味ですか。地方財政の充実・強化と市民が潤うことは、どういうふうに関連しているのですか。国に地方財政の強化を求めることと市民が潤うことは、どう関係するのでしょうか。

○**渡辺委員長** 津田委員。

○**津田委員** 官民というか、人件費だけを入れると、どういう人件費かというのがちょっと分からないということもあって、人件費を重視するというので昨年も修正をしていたんですけど、この米子市議会として米子の利益というか、米子市議会として出すのであれば、市民のためという点において、市民ということで、官民というふうに入件費をするというふうなことでしてございまして、そういう説明になりますけど。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** ちょっとまだ分かったような分かってないような感じなんですけど、あまり無理にここに入れる必要はないかなと私は思いました。意見です。

○**渡辺委員長** ほかに質疑はございませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** 昨年も修正で可決したということで、稲田委員からも去年に沿ったような修正案が出されたということで。一応、私たちは、この修正案は去年とは似てますけども、ちょっとまだ精査できていないもので、改めて委員会を開いて、この点について議論していくということでもいいのではないかなと思いますけど。お諮りします。

○**渡辺委員長** 質疑はほかにございませんか、御意見。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようでしたら、討論に入っていただきます。それは採決に向けた討論です。

それで、先ほど国頭委員が言われましたように、修正案と、今、原案に添付された案があります。この陳情を採択するか、不採択するかというのは、今日、決めるんですけど、どうしてもこの陳情書というのは題名にはないんですけど、意見書の提出を求めています。そうすると、意見書をどちらで出すかというのも、でき得る限り委員の皆さんに討論で言っていただきたいと思えます。そうすると、先ほど国頭委員からお話がありました件については、この修正書でいく場合、これは必ず最終日にも委員会が持たれますし、なおかつ、それでは時間が足りないというならば、ほか日程でも組んで議論はできると思えます。それはまた、今、日程を決めることはできませんけど、最終日には必ず意見書の提出が、本会議で可決されたならば、この意見書の内容の確認はするという流れにはなりますんで、それまでにいろんな御意見をまとめていただきたいんですけど。先ほどからですと、一つ一つでかなり御意見であったり質問が出ると長い会になるかもしれませんが、そういう流れでいきたいと考えていますんで、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**渡辺委員長** そういたしますと、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

採決へ向けて委員の皆様御意見を求めます。先ほど申し上げたとおり、なるべく意思表示をしていただければ今後の委員会の運びがスムーズになると思えますんで、よろしく



お願いします。

稲田委員。

○**稲田委員** 採択を求めます。

採択が可決となった場合ですが、案に対しては自分が出しておりますので、この修正した案を前提にという意味を伝えさせていただきます。以上です。

○**渡辺委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** 私も採択でお願いいたします。

ウィズコロナ、アフターコロナを見据えてをみますと、やはりますます厳しくなる地方財政という、こういう観点を踏まえれば、この陳情の考え方には賛同できますので採択でお願いします。意見書に関しましては、修正案のほうでお願いいたします。

○**渡辺委員長** 津田委員。

○**津田委員** 私も採択を主張いたします。

先ほども申しておりますけど、米子市のためというか、そういうところをやっぱりお願いしたいというふうに思います。そして、私も修正案でお願いしたいと思います。以上でございます。

○**渡辺委員長** 森谷委員。

○**森谷委員** 私も採択でお願いいたします。

内容に関しては、修正した内容の。吉岡委員の意見に同調というか、同意しておりますので、その内容で。配っていただいたこの修正案でお願いいたします。

○**渡辺委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も採択の立場で発言させていただきます。

急激な少子高齢化による、米子市も様々な変化で、財政に与える影響は計り知れないと思っています。したがって、地方財政の充実・強化を求めていくべきだと思っています。地方財政の確立を目指していきたいと思っていますので、採択でお願いしたいと思います。以上です。

〔「すみません、追加で。」と伊藤委員〕

○**渡辺委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 修正案につきましては、おおむねいいと思うんですけども、一度会派に持ち帰らせていただくとありがたいと思っています。以上です。

○**渡辺委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 私も当初出された原案の中には、森林環境譲与税など当市には沿わない要望もあると思います。そして、その辺りは省かれて修正案が出されたと思いますけども、そういった米子市版として修正して出すということはいいことだと思いますので、その方向で採択するというところでお願いしたいと思います。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 私も採択でお願いします。

意見としては、又野議員が述べられましたけど、やはり東京一極集中というのは、どうしても若い人たちが東京を目指してしまうというのは、しょうがない部分があるかなと思うんですが、その方たちは地方の財源を使って育てた人たちでありますので、お金でしっかりと返していただくというのを求めるというのは真っ当なことだと思います。修正案の

意見書に関しても、おおむねで賛同しておりますが、先ほどの市民のために税金をたくさん戻してもらおうっていうようなことは、弱い立場の方に関しては妥当なのかもしれませんが、米子の自主独立性みたいな、そういう機運からすると何かちょっと違うのかなという感想を私は持ってしまいましたので、もう少し議論させていただくとありがたいかなと思っております。以上です。

**○渡辺委員長** 出そろいましたので、これより採決いたします。

陳情第29号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 異議なしということですので、本件については、全会一致で採択すべきものと決しました。

意見書につきましては、手順としては、本陳情が本会議で採択となりましたら、改めて文面について協議をするというのが手順でございますけども、今回は大幅な修正がかかってますんで会派に持ち帰ってという御意見があるので、できましたら、修正が必要な場合ですね、事務局のほうに早めに上げていただければ、この協議の場の会議のボリュームというのが大体分かりますんで、それにつけてボリュームが大きい場合はもう一回、国頭委員も先ほど言われましたように、もう一回やるかどうかというのは、委員長、副委員長をもって判断をしたいと思っておりますので、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○渡辺委員長** それでは、陳情29号について、採択結果の理由を御協議いたします。

何か質疑、意見等ございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○渡辺委員長** そうするとこれも、正副委員長に。

〔「はい」と声あり〕

**○渡辺委員長** 次に、総務部から2件の報告を受けたいと思います。

初めに、旧淀江保育園・幼稚園跡地への備蓄倉庫整備について、当局から説明を求めます。

田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 失礼いたします。報告案件といたしまして防災安全課から、旧淀江保育園・幼稚園跡地への備蓄倉庫整備について、御説明させていただきます。本日、資料を2枚、片面印刷のものを2枚御用意をさせていただいております。

まず、旧淀江保育園跡地及び旧淀江幼稚園の跡地の利活用につきましては、今年度、令和5年度に淀江振興課所管といたしまして建物の除却、広場の整備などを行い、令和6年度には広場の芝生化を行うということとなっております。これに加えまして、地元からは従来より防災面での利活用をという要望があったことも踏まえまして、緊急防災・減災事業債を活用しながら広場の一部に防災備蓄倉庫の整備を行うことといたします。なお、このことによりまして、同跡地の利活用の全体像について固まりましたので報告をさせていただきます。

淀江の倉庫整備に先立ちまして、2枚目の資料のほうを御覧いただけますでしょうか。備蓄倉庫に関する現状と整備の考え方について、まとめたものでございます。現在、本市では、災害時に必要となります様々な資機材、備蓄品といたしますが、こちらの保管を図に示しておりますように市内6か所に分散をして行っているところでもあります。ただ、こちらの現状といたしましては、近年、備蓄品目が増加いたしましたり、かさも増えてきたりということもございます。また、鳥取県内では、連携備蓄というものを行っておりまして、災害時には被災地に物資が集められるということ、また2016年の熊本地震以降、国からのプッシュ型支援が積極的に行われるようになったといった、こういった対応等も見据えまして備蓄品の適切な管理を考慮いたしますと、保管スペースの拡大と一層の集積を行う必要があるというふうに考えております。

資料の中段でございますが、現状、としてでございます。まず、平成9年から13年度にかけて、公園に整備いたしました備蓄倉庫が4か所ございます。これに加えまして、淀江支所の一部とイオン米子駅前店を利用して備蓄を行っております。そのうち、イオン米子駅前店におきましては、4階が倉庫として今、借用しております場所になっておりますことから、物資の搬入出におきましては一旦カートに載せ替えること、エレベーターの利用が必須となることなどから、搬入出において課題があるというふうに考えております。また、そのほか公園等に整備してございます倉庫につきましては、1棟当たりがおおむね50平米足らないところということでございまして、先ほど申し上げました備蓄品の大型、品目増ということがございまして、こちらも搬入出に課題があると考えております。もともとこちらの倉庫ですね、設計時には建物のおおむね50%を使って備蓄するように設計をしておるようなんですが、現在ですね、一部通路等にも物資が入っておりまして、約85%のスペースを占有しておるような状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、整備の基本的な考え方でございますが、冒頭申し上げましたように、プッシュ型支援等の受入れスペースということもございます。また、備蓄品の保管スペースを適切に確保することによりまして、今後の適切な管理が行えるというふうに考えております。倉庫合計の面積につきましては、現有の備蓄品が占めております面積からおおむね50%を備蓄倉庫用のスペースと考えまして、現時点におきましては800平米程度が当面に必要なものではないかなというところで想定をしております。また2点目といたしましては、主要道などからアクセスが便利な場所に分散をして設置をすることが必要かと考えております。これは、災害によりましては倉庫自体が被災することはあります。そういったことも踏まえまして、リスク分散を図ることから分散設置を続けることは必要であると考えております。3点目といたしましては、既存施設の有効活用ですとか、国の補助制度等を活用いたしまして市の負担を軽くしながら整備を進めていくと。こうした基本的な方向性を持ちつつ倉庫整備を進めていく必要があるというふうに考えておりました。こうしたところに、今回、淀江の旧淀江保育園・幼稚園跡地の利活用の一環といたしまして、備蓄倉庫整備ということを考えておるところでございます。2枚目の資料の一番下でございますが、淀江で倉庫を整備した後になります。現在、新体育館の整備が計画をされております。東山公園内の体育館整備と併せまして、こちらのほうにも集積化、大型化した倉庫の整備ということを構想しておりまして、今、関係課と調整を進めておるところでございます。それ以降につきましては、具体的な整備に関する計画はまだ

持ち合わせておりませんが、こういった基本的な考え方を持ちながら現有の備蓄倉庫も継続使用しながら倉庫整備を進め、一層の適切な備蓄品管理を行っていきたいと考えております。

資料1枚目にお戻りください。今回の淀江保育園・淀江幼稚園跡地への備蓄倉庫整備について、まずこちらの優位性といましては大きく2点ございます。1点目に、広いスペースが利活用可能であるということです。比較的まとまった場所の土地を使ってということとなります。もう1点が、アクセスの良好さでございます。米子市の東端に位置しておりますが、山陰道淀江インターにも非常に近く、県道片側1車線の2車線道路にも隣接しております。災害時の支援物資の輸送や受入れにも至便でございますし、平常時の物資の搬入出にも利便性があるというふうに判断しております。

配置イメージでございますが、これは、まだ今後、設計等を行いますので変更となる可能性は十分ございますが、現在においてのイメージでございます。保育園舎、幼稚園舎は現在除却中でございますが、そちらを除却した後にですね、進入路を設けまして、その奥側に倉庫を配置する形になろうかと思っております。この進入路を奥側に持っていきます意図といましては、災害時、物資の搬入等、車列ができた場合に県道でありますとか、その図面上にございますが、上側に延びております道路、こちらの上側にあります集落への生活道路部分に当たりますので、こちらを埋めてしまわないようにということで進入路をちょっと深く取っておるという形でイメージしております。倉庫については、200平米程度を予定しております。ここでは20掛ける10と記載しておりますが、これにつきましても設計上におきまして変更となる可能性はございます。

今後のスケジュールですが、今年度中に設計、調査等を行いまして、令和6年度の当初予算には建設費用を計上したいと考えておりますので御承知おきをいただけたらということでございます。以上、報告でございます。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から御意見、質問等ございませんか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 設計・整備は必要なのでいいとは思いますが、管理とかはどのようにされる予定なんですか。

**○渡辺委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 管理について、これまでのその他の備蓄倉庫と同様に考えております。面積は広くはなりますけれども、備蓄スペースの拡大ということで他の倉庫同様に付随物等、余分なものはつける予定はございませんので管理上はこれまでと変わらないということと考えております。

**○渡辺委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 私が聞いているのは、誰かが配置されるわけではなく、いつも物資だけが置いてある倉庫ということですね。

**○渡辺委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** おっしゃられるとおりです。なお、物資におきましても使用期限等がございますので、平常時の入替え等がございます。そうした場合もございますので職員は適宜、中のほうで確認等もしながら管理を行っていきたいと考えております。

○**渡辺委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 最後にしますが、これは要望なんですけれども、中部のほうで、物資を置いていたために害虫にいろいろ荒らされてしまったというような例もあるかと思います。管理は適切にしていきたいと思いますが、また、期限が切れるぎりぎりではなく、やっぱりその先のフードバンク、フードパントリーにつながるような活動も併せて考えていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。以上です。

○**渡辺委員長** ほかに。

門脇委員。

○**門脇委員** ちょっとお聞きしたいんですけど、この新たな防災備蓄倉庫というのは各地にある、この自主防災組織の方々が使うようなものじゃなくて、ということですか。

○**渡辺委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 説明が不足しておりまして失礼いたしました。本市で備蓄を行っている物品を保管する倉庫ということでございます。

○**渡辺委員長** 門脇委員。

○**門脇委員** 分かりました。

2枚目の資料の一番下に、新倉庫の整備を進めていくってあるんですけど、これはまだまだ備蓄倉庫は足りないという意味合いなんですか。

○**渡辺委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 足りないといいますか、すみません、こちらも言葉足らずで。大型化をして集約化をしていく必要があると。その一つの目安としては、トータルで800平米程度の確保が必要ではないかと考えております。現状においての課題としましては、一つ一つの倉庫が50平米と比較的狭隘なところがございまして、そういったところも解消したいなというふうに考えておりますので、足りないというよりは置き換えをしていきたいということでございます。以上でございます。

○**渡辺委員長** ほかに。

津田委員。

○**津田委員** この淀江のほうの、淀江の保育園の跡地というか、そういうところに整備されるということで非常に私、聞いてて、いいなというふうに思ったんですけど。今の説明の中で、イオン駅前店の4階にあるというお話があったんですけど、これのものというのは、そちらの淀江のほうに運ばれるという予定はあるのでしょうか。

○**渡辺委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 失礼しました。そちらのほうもちょっと説明が漏れておりました。資料の2枚目の、現状、の黒丸1の2行目のほうに記載をしております。イオンの備蓄品につきましては、今年度、米子市社会福祉協議会から事業所施設跡が市に移管されております。こちらが平家建ての屋内施設でございますので、イオンのものについてはひとまずそちらのほうに移転をして高層階における備蓄というのを解消したいというふうに考えております。それとは別に、淀江のほうにスペースを確保するというところでございます。なお、淀江の倉庫ができましたときの当面の備蓄品のめどといたしましては、現在、各倉庫において、もともとのスペース以外に置いております備蓄品を移設するですとか、あと淀江支所の一部も使っております。そちらの倉庫の品等を移設をしていきたいと。あとは、

全体のスペースの確保量を見ながら備蓄品を適宜移動して、適切な管理が行えるように組替えをしていきたいというふうに考えております。

**○渡辺委員長** 津田委員。

**○津田委員** 非常に安心しました。エレベーターという、4階ということを知っていておまして、結局、停電になったり、地震があってエレベーターが使えないとか、そういうふうになった場合のことを非常に考えておまして、そういうお考えだったら非常に安心しましたので、今後もこういう平地に置くとか、そういうことをやっぱり考えていかななくてはいけないなというふうに考えております。以上です。

**○渡辺委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 逆に今あるところがもし水に浸ったりした場合の対策というのは、どういふふうにされているのでしょうか。

**○渡辺委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 御覧いただきますと、明らかに浸水想定区域にも設置がしてございます。万が一にも浸水してしまった場合は、浸水状況によっては異なりますが、使用できないものはできなくなるかと考えております。本市の災害リスクといたしまして、水害というのが当然ございますが、各倉庫が整備されましたのは阪神・淡路大震災の後、平成9年から13年ということで、当時はどちらかといえば地震想定であったのではないかなと思います。したがって、水害にも弱いというところはございますが、ただ、浸水想定区域外に限って倉庫整備ということになりますと、本市ではなかなか整備が進まないかなというふうに考えますので、そういった災害リスクとちょっとバランスを取りながら、てんびんをかけながら整備を進めていくことになろうかと思っております。御質問の回答としては、実際に現在、倉庫が水没した場合には使えなくなるものもあるということは想定をしておる範囲内でございます。

**○渡辺委員長** ほかに。

国頭委員。

**○国頭委員** 先ほど、私もこの辺の人からちょっと聞いてて、川があって床下ぐらいまで来たことが、結構氾濫してるところなので、可能性がある、高いとこなんですよ。便利がいいところだといって造られるということですけど、何か対策は、しっかりと過去の事例等も見て駄目になるものがあるって言われるんですけど、何かうまい形で造る方法がないのか、その辺も考えていただきたいなと思っております。幼稚園ですね、幼稚園のところ、今、除却まだだと思んですけど、これは淀江振興ですかね。前、文書をずっと保管しておられたと思うんですけど、その辺りはどうなるんですか。

**○渡辺委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 分かる範囲でのお答えとなりますが、除却につきましては既に事業者が決定をいたしまして、7月以降に実際に工事が始まるというふうに伺っております。その事前といたしまして書類等、中に入らなくなったものについては全て撤収が終わっているというふうに伺っております。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** その文書等をずっと長く保管しておられたのは、新たに造るということでは

ないということですか。

○**渡辺委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 恐れ入ります。文書の管理につきましては、ちょっと当課のほうで把握をしておりませんです。

〔「そうですね、はい。」と国頭委員〕

○**渡辺委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次も総務部の本市でのスマート窓口ですけれども、説明員が入れ替わるため総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 57 分 休憩**

**午前 11 時 00 分 再開**

○**渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

本市のスマート窓口システムのデジタル庁窓口DX SaaS採択について、当局から説明を求めます。

最上情報政策課長。

○**最上情報政策課長** 本市が株式会社ケイズなどと開発しましたスマート窓口システムが、デジタル庁が推進します窓口DX SaaSに採択されましたので御報告いたします。A4、1枚物両面の資料をお配りしております。こちらに沿って御説明いたします。

まず1番、スマート窓口システムについてですが、これは本庁舎1階で稼働しておりますシステムとして、引っ越しや出生等のライフイベントと世帯構成等の住民情報を組み合わせ、必要な手続を漏れなく案内するとともに複数手続を一括して受付するなどの機能を持つ窓口のシステムでございます。令和2年度から令和4年度にかけまして、本市が株式会社ケイズなどと開発したもので、令和3年10月、令和4年10月と、段階的に利用開始しております。

次に、2番、デジタル庁窓口DX SaaSの概要についての御説明になります。全国の自治体におきまして、書かないワンストップ窓口を低コスト、低負担で導入できますようデジタル庁が提供する事業者を公募したものでございます。採択されました事業者は、ガバメントクラウド上にシステムを構築し、サービスを提供することとなります。希望する自治体は、クラウドサービスとして当該システムを利用することができることとなっております。

今月の初めに採択事業者が決定されまして、公表されております。採択されました事業者は、3番の表のとおりでございますが、4社ありまして、まずは北海道の北見市の株式会社北見コンピューター・ビジネス、米子市にあります株式会社ケイズ、あと全国的に有名であります、日本電気株式会社、あと新潟県の株式会社BSNアイネットという4社が採択されております。

続きまして裏面のほう、その他のところの御説明でございますが、まず視察についてです。スマート窓口について、令和4年10月以降、8つの自治体からの視察がありました。今後、増えることを想定しております。(2)の部分についてでございますが、本市以外の自治体への導入が進むことで、本市にとってもいわゆる割り勘効果のようなコストメリッ

トが見込まれることを考えております。また、全国の自治体における窓口DXの推進に貢献できることは喜ばしいことだと考えております。以上、御説明のほうを終わりたいと思います。

**○渡辺委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から御意見ありますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。すばらしいと思います。すばらしいことだなと思っています。

この書かないワンストップ窓口っていうのは、一部やっぱり書かないんですけども、ほかのところはやっぱりすごく書くところが多いですので、早くやっぱり連携をして書かないワンストップ窓口の総合的なこと、やっていただきたいなとこれは要望しておきます。ありがとうございます。以上です。

**○渡辺委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** まず、スマート窓口システムについて伺います。これでSaaS採用ということで注目されると思うんですが、米子市スマート窓口で検索をすると、まず、令和3年10月にできました、子育て関連でっていうサイトが、まず引っかかってしまうので、もうそろそろスマート窓口の案内というのを一元化して改めてつくっていただけないかなということと、あとまだ書かない部分もあるんですが、途中たしか紙で出てくるシステムだったと思うので、今後、全てデジタル化するような方向性があるのかどうかっていうのを伺います。

**○渡辺委員長** 福留情報政策課長補佐。

**○福留情報政策課課長補佐** 途中で一部、紙が発生するといいますのが、スマート窓口で全て手続が、全部終わってお帰りいただける状態にならない手続があった場合に、その後、専用の窓口、例えば保険年金課ですとかにちょっと足を運んでいただくための引継ぎ用の紙です。ちょっと今の段階で、そういったものをお持ちいただくほうが引き継いだ先の窓口で早く、効率的にその後の処理が進むということを考えて、そういうふうにしています。今のところ、ちょっとそれを見直すというところまでは考えが至っておりません。以上です。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** このスマート窓口で検索したときに市民の方のブログが引っかかってきて、これはまだまだスマートではない、完結してない、全部、家で、在宅で、スマホで完結できないかみたいな意見があったので。まだまだということですが、それを期待したいと思います。

あと、そういったことで、このシステム自体の更新したときにクラウドサービスのほうもそのまま更新されるのか、それとも今の時点で採択をされてるので、それはもう変えちゃいけないものなのか、そういうのは分かりますでしょうか。

**○渡辺委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 今現在は、ケイズのデータセンターに米子市のクラウドとして動いております。このたびのデジタル庁の窓口DX SaaSといいますのは、



デジタル庁が指定するクラウド上に構えるという仕組みになりますので、今回のデジタル庁の仕組みと、今現在、米子市が使っている仕組みはちょっと違いますので、それは一般的なシステム更新のときの適切なサービスを利用するという形になると思います。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** クラウドの更新じゃなくって、クラウドにシステムが上がってるっていうことは、そのシステムを更新できるっていうことで、バージョンアップできるっていうことだと思んですけど、今の状態でデジタル庁に採用されているものをバージョンアップしていくっていうことはできるのかどうか。

○**渡辺委員長** 堀口総合政策部次長。

○**堀口総合政策部次長兼総合政策課長** それはもちろん可能です。

〔「分かりました。」と吉岡委員〕

○**渡辺委員長** ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、以上で総務部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 07 分 休憩**

**午前 11 時 09 分 再開**

○**渡辺委員長** それでは、総務政策委員会を再開いたします。

議案第 61 号、財産の取得について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

倉本交通政策課長。

○**倉本交通政策課長** 財産の取得の議案でございます。これは、だんだんバスの車両を新たに購入しようとするものでございます。だんだんバスにつきましては、現在、歴史・まちなかコースの実証運行を行っているところでございますけれども、来年度から本格運行を行う予定としておりまして、これに向けて小型のステップバスの車両を購入するものでございます。取得価格、相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○**渡辺委員長** 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** それでは、これより採決いたします。

議案第 61 号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会、暫時休憩いたします。

**午前 11 時 10 分 休憩**

**午前 11 時 29 分 再開**

**○渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

初めに、2件の請願の審査から行います。

請願第2号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願、を議題といたします。

この請願の紹介議員であります錦織議員に説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織紹介議員** 錦織です。請願2号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願について、紹介議員として趣旨説明をいたします。

国連は、あらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を1979年に採択し、日本は1985年に条約を批准しました。2022年には、189か国が批准しています。1999年には条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書が国連総会で決議、採択され、2000年12月に発効されました。2023年1月現在、締約国189か国中115か国が批准しています。

しかし、日本政府は、この女性差別撤廃条約選択議定書が発行されてから23年を迎える今もまだ批准していません。選択議定書の個人通報制度は条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出す制度です。この見解は締結国に対して法的な拘束力を持つものではありませんが、国際的にも国内的にも影響は少なくありません。このような選択議定書の批准は、締約国は国際的な人権基準に基づいて、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できます。

世界ジェンダーフォーラムが発表するジェンダーギャップ指数で日本の順位は146か国中116位と低迷が続き、特に経済分野の順位は146か国中121位、政治分野の順位は146か国中139位と男女格差が際立っています。そして、新型コロナウイルスの感染拡大で、非正規職員の雇い止めをはじめ、特に女性への影響、シングルマザーへの影響が大きくなっています。諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、日本は国際的に大きく差をつけられています。政府が速やかに選択議定書を批准するよう求めてください。

なお、2023年3月現在、地方議会における意見書採択の状況は、196市町村と島根をはじめとする10都道府県、7政令都市です。鳥取県内では、2020年3月に北栄町、湯梨浜町、大山町、南部町、江府町が。2020年9月には境港市が意見書を提出しております。米子市議会におかれても、ぜひとも意見書を上げていただくようお願いいたします。以上です。

**○渡辺委員長** 紹介議員による説明は終わりました。

それでは、紹介議員に対する質疑はございませんか。

稲田委員。

**○稲田委員** 一つちょっと参考までに教えてください。趣旨はもう読んでおりますし、説明も伺いましたので、米子市でこういった制度を、要は、女性差別撤廃条約までは締結してますと。この選択議定書を批准に向かって、これをしないと不利益がある等々の実際にその動きがある方、具体的にある方はいるのかどうなのか、分かっている範囲で教えてください。

さい。

○**渡辺委員長** 錦織議員。

○**錦織紹介議員** すみません。これ、米子市内にこの議定書を批准しないと困る人がいるかどうかというのですか。そういう存在の有無は把握しておりません。

〔「以上です。」と稲田委員〕

○**渡辺委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、紹介議員による説明、質疑は終結いたします。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を伺います。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 採択で意見を述べさせていただきます。

日本は女性差別撤廃条約の締約国であります。選択議定書の批准がないことで国として条約に拘束されることに同意をしていない状態です。陳情書の内容にもあるように、国もジェンダー平等について諸外国の水準に追いつくために法制度、慣行を見直す必要があるという見解を持っています。国において法整備が進めば、地方自治体としても慣行の見直しに向け、住民の意識改革に今より実効性を持って取り組むことができると考えられます。地方におけるジェンダー平等は、若い女性が東京に行ったまま戻ってこないという現状ばかりか、海外流出も女性が大きな割合を占めるという状況になっています。それを改善する切り札が、ジェンダー平等という認識になりつつあります。世界を見渡しても、日本や韓国など、ジェンダー平等が進んでいない国は、出生率がかなり低くなっています。米子市のジェンダー平等を実効性を持って進めるため、米子市議会としても国に意見書を提出し、批准を求めるべきと考えますので、採択といたします。

○**渡辺委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 採択でお願いしたいと思います。

理由は、日本国がジェンダー平等において、世界から非常に遅れているという根本でないかなと思っております。このことがですね。国が法律をつくるっていう前段階の話であります。ここがしっかり批准されないと、国会も、国も法律をつくって、そして日本国もそういった流れに行かないと思います。そういった面では、この国の第5次男女共同参画基本計画においても、諸外国のジェンダー平等における取組のスピードは速くと書いてはいますけども、諸外国が普通であって日本が非常に遅いということだけであると思いますので、これは本当に一刻も早く批准していただけるようお願いしたいと思います。それを地方からしっかりと国へ声を届けるべきだと思います。以上です。

○**渡辺委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も採択の立場で発言いたします。

先ほど国頭委員もおっしゃられたように、ジェンダー平等からいくと日本はとても遅れていると思っております。女性の権利の保障を求めていく必要がございますので、採択を主張したいと思います。以上です。

**○渡辺委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 不採択の立場で申し上げます。

請願の紹介議員から説明がありました。要は、個人通報制度や調査制度が、仮にですよ、仮に行使されて、それに対して恐らく意見・勧告が出ても何ら拘束するようなものはないような説明があったかと思いますが、果たしてそうなるでしょうかと。やはり国内のもう少し整備が、今進められてる段階で、そちらのほうに注視すべきであって、意見としては世界が進んでいる、逆を言えば日本が遅れているという意見が多々出ますけれども、果たしてじゃあ、それを全部採用すると、じゃあ世界に全部合わせるのかみたいなことにもなりかねませんので、慎重になるところは慎重になるべきと思ひまして、以上の理由をもって不採択とすべきとします。以上です。

**○渡辺委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 私も不採択、採択しないでお願いしたいと思ひます。

先ほど説明をいただきました趣旨は非常に理解ができるところでありますけれども、現在、政府においても慎重に討論を重ねていると私は理解をしております。このたびの請願につきましても、人権の条約と申しますか、人権条約にも関わる非常に重たいものであると思っております。それがゆえに司法だとか、立法だとか、そういう関連もございまして、項目に速やかな批准をとございしますが、私は慎重に検討すべきものであらうと思ひますし、政府においても現在、慎重に検討を行っているところであると理解しておりますので不採択、採択しないでお願いしたいと思ひます。

**○渡辺委員長** 津田委員。

**○津田委員** 私も不採択を主張いたします。

女性差別撤廃条約選択議定書と国内法との整合性についてですけど、選択議定書を国内法と整合させるために国内法を改正し、政策や措置を講じる必要があります。そこができてくるのか確認できてからではないかと考えております。それから、あと、一つ一つ課題を解決しなければならないということで先ほどからありますけど、慎重にしていかなければならないと思っております。よって、不採択を主張いたします。

**○渡辺委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** 私も不採択でお願いいたします。

一番の根拠は、1990年代から男女共同参画事業というか、それがスタートして、もう20年以上になりました。ある面で男女共同参画といえども、女性の差別等々を一番擁護するというか、そういう制度であり、そういう活動されてると思ひますので、あえてこれを決めるということは、締結するということは、私としては納得できないというか、だからそういうことで、不採択でお願いしたいと思ひます。

**○渡辺委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう政府に求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…伊藤委員、国頭委員、吉岡委員]

**○渡辺委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました請願第2号について、採決結果の理由を御協議したいと思っております。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 異議なしと認めます。

次に、請願第3号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願を議題といたします。

本請願の紹介議員であります錦織議員に説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織紹介議員** 錦織です。請願第3号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願の紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

夫婦、家族の形は様々であり、それぞれの選択に寛容な社会をつくっていくことが急務です。夫婦別姓を選択できるようにしてほしいと長年にわたって多くの人々が声を上げ、裁判に訴えることを含めて運動をしてきました。選択的夫婦別姓制度とは、婚姻関係にある夫婦が別々の名字を名づけることを選択できる制度です。この場合、名づける名字を選択できる制度であって、従来どおり同一の名字にしてもよいということ、どちらを選ぶのかは当事者が決めるべきだという考え方です。現行の民法750条では夫婦別姓の婚姻が認められないため望まぬ改姓、事実婚、通称使用による不利益、不都合を強いられています。通称使用の拡大では根本的解決になりません。世界で、法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけです。しかも婚姻時に女性が改姓する例が96%と、明らかなジェンダー格差があります。国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も、日本政府に対して、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。既に国民の間では、選択的夫婦別姓賛成が7割、20代から30代では78%と、これはちょっと前になりますけれども、2020年11月、早稲田大学法学部、棚村政行研究室、選択的夫婦別姓全国陳情アクション合同調査での回答ですけれども、とりわけ若い世代の中で賛成が多数であり、制度の実現の機は熟しています。

ちなみに全国で意見書を提出した自治体は2023年6月15日現在で、363自治体。鳥取県内では伯耆町、北栄町、境港市、合併前の旧鹿野町とか、旧八東町なども以前に意見書を提出しています。米子市議会としても選択的夫婦別姓の導入をするよう、政府及び国会に求める意見書を上げていただくよう、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

**○渡辺委員長** 紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑はございますが。

稲田委員。

**○稲田委員** また一つ教えてやってください。これについて導入すべき、すべきでない意見はあるというのは重々承知しております。いざ実際、この制度導入したときに、ちょっと自分でも調べたんですけど、ちょっと答えがなくて、もし御存じであれば教えてもらいたんですけど、例えば令和元年何月何日から執行しますとなったら、その日後の御夫婦からできるとしましょう。その日前の、言うなれば私もそうなるんですけど、そういう方

はどういう対応になるのか。加えて、そのまた上の世代ですね、私の両親とか、またその上ですよ、となったときに、法律の施行日の前と後で対応が異なる場合、これをきちんと、ほかにもあると思いますよ、いわゆる問題点をもっと整理した状態で私は臨むべきではないかと思う。単純に、こういうふうな見解があるということが御存じであれば教えてください。

**○渡辺委員長** 錦織議員。

**○錦織紹介議員** なかなか難しい質問をされますけれども、詳細については、こういったものは民法を変えるときに十分話し合われると思います。今現在では、どういうことになるのかっていうことを、この選択的夫婦別姓を求めている団体なども、どの程度のことを求めておられるのかということは、私は承知しておりません。ずっと前まで遡って改正せよとか、そういうことまでは思っておられないんじゃないかと思いますが。推測ですので、私は分かりません、把握していません。

**○渡辺委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様様の御意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** 不採択、採択しない立場で述べます。

先ほども質問させていただきました。要は、これを採択して米子市が議会意思として示すということであれば、行く行くはそうなる制度を認めたというような、ほぼ同じ意味になるなど。そうなったときに、果たして今起きたような問題ですね、それがその方々にとって小さい問題か大きい問題か分かりませんが、いわゆる混沌とした状態を生み出しかねないということで、政府のほうでもこれ、対応を考えられてる状況でありますし、やはり慎重に当たるべきだと思い、これは見送るべきだと考え、不採択を主張し、以上で終わります。

**○渡辺委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 私も不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

選択的夫婦別姓の導入を求める声が一定程度、先ほど説明がありました、7割程度ということでございましたが、そういうことでありますが、一方で私が心配しますのは、例を挙げれば、改正によって本人とか家族とか、とりわけ子どもたちへの影響がないのか、あるいは不利益を被ることがないのかと、そういうところを考えているところです。現状では、国において国民の様々な意見をしっかりと聴き、精査した上で慎重に議論をしていただきたいと考えますので、不採択、採択しないをお願いいたします。

**○渡辺委員長** 津田委員。

**○津田委員** 私も不採択を主張いたします。

過去の最高判決においても、夫婦同姓規定が合憲とされている現行法では合憲であるということが書かれております。夫婦の姓に氏、姓ですね、関する制度の在り方については国会で論ぜられ判断すべきところではありますが、議論は進んでないのが現状であります。公明党からも選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うように要望しております。一日も早く選択的夫婦別姓制度の導入は、現状の法のままでは無理であり、よく

議論を行っていかねばならないと思います。よって、不採択を主張いたします。

**○渡辺委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** 私も不採択でお願いいたします。

一番の根拠でいえば、先ほどの門脇委員じゃないですけど、子どもの影響、これが一番心配されるところでございますし、あとは、家族、家庭というのが社会の基本だという考えがありますので、この選択的夫婦別姓を導入することによって、家庭の関係性が崩れていくという心配もありますので、この選択的夫婦別姓に関しては、不採択でお願いいたします。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 私は採択でお願いします。

理由は、選択的夫婦別姓というのは、氏を変える方の不利益にフォーカスして判断する問題と考えています。通称使用では全ての不利益を解消するには至らないので、選択的夫婦別姓は氏を変えたくないが結婚をしたいという方々のために必要な制度です。これまでも子どもたちへの影響という御意見がありました。その子どもが大人になって結婚したとき、特に女性は、それまでなれ親しんだ家族の氏を捨てなければならないという現状があります。最高裁の判決理由では、夫婦がいずれの性を名のるかは夫婦で協議して決めているとして合憲としています。先ほどからの議論でもありますように、ジェンダー平等に後れを取っている日本では、その選択において、女性のほうが氏を変えるものというアンコンシャス・バイアスが働いていることは容易に想像ができます。内閣府の世論調査では、未婚で同居パートナー有りという方々の選択的夫婦別姓制度への賛成は突出して多く、夫婦同姓がネックとなって法律婚に至っていない方々の存在が示唆されます。米子市にそういった方々がないということも確証はありません。全ての結婚を希望する方が戸籍上の家族になれるためにも、米子市議会としてこの請願を採択し、意見書を国に提出すべきと考えます。以上です。

**○渡辺委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 採択ということでお願いしたいと思います。

先ほどの一つ前の陳情と同じように、世界における日本のジェンダー平等の遅れているのは、こういったことがあるからじゃないかと思っております。国会で早く審議される、審議しておるんですけども、なかなか進んでないという状況はあるんですが、やはり、やると決められたら、私は事務的なところはしっかりと進んでいくんじゃないかなと思っておりますので、私は国民の7割近くがこういった選択的夫婦別姓制度に理解を示している以上、早く進めるべきだと思っておりますので、採択ということでお願いしたいと思います。

**○渡辺委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も採択の立場で発言いたします。

民法を変えるということは高い壁があるんだと思うんですけども、さっき吉岡委員もおっしゃられたように、不利益がある方が選択できる幅を広げる、選択肢をつくるというようなことで、一歩結婚が進んだりっていうようなことは実際あるんだと思います。例えば、お墓を守るという問題やら、家を守るというような問題も、選択的夫婦別姓の導入をするとその壁が、壁となっているものが解除されるというようなこともあるというふう聞いておりますし、実際、若い、特に女性の方から要望だとか意見、なぜほとんどの女性

が名前を変えなきゃいけないんですかというような意見はたくさんいただいております。簡単には、民法を変えるということで、いかないのかもしれないですけども、これを国民の皆さん、市民の皆さんの選択を広げるという意味では、私は必要なことではないかと思っておりますので、採択を主張したいと思います。以上です。

**○渡辺委員長** これより採決をいたします。

請願第3号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、国頭委員、吉岡委員〕

**○渡辺委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました請願第3号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○渡辺委員長** 異議なしと認めます。

次に、総合政策部から2件の報告を受けたいと思うんですけども、もう正午が近いだけです。

〔「ぜひ、よろしければ。」と声あり〕

**○渡辺委員長** よろしいですか、皆さん。

〔「はい」と声あり〕

**○渡辺委員長** それでは、2件の報告を受けたいと思っております。

初めに、がいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業等に係る取組について、当局から説明を求めます。

堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 総合政策課から、7月29日に供用開始となります、がいなロードと米子駅新駅舎開業記念事業等に係る本市の取組について御報告いたします。資料としましては、資料1にイベントの概要、資料2にイベントの一覧をおつけをしております。御確認ください。

1番、7月29日、供用開始日の記念式典及びイベント等につきまして、まず午前9時半から、がいなロードにおいて来賓50名をお迎えしてテープカット、渡り初め、がいなCONの披露等などを行うこととしております。式典終了後の午前10時半から、がいなロード及び駅南広場の供用開始となります。(2)、米子駅、当日の米子駅南北同時記念イベントにつきまして、先ほどの資料1に記載がしておりますけども、北側で地ビールフェスタ、南側で子ども向けのイベント等、がいなロードにおいては、ポケモンの登場などを予定しております。当日は、だんだんバスを終日無料にしております。以上が7月29日のイベントの報告です。

2つ目、記念事業の概要につきまして御説明いたします。記念事業の目的ですけども、がいなロード開通を契機とした、歩いて楽しいまちづくりの推進とにぎわいの創出を目的



としております。イベントの期間としては、令和5年7月22日から10月31日まで開催いたします。概要としまして、7月29日のがいなロード開通式典を含む23イベントを実施する予定にしております。詳細は資料2を御覧ください。その他としまして、(5)、米子駅周辺飲食店への協力依頼としまして、約100店舗に協賛依頼のチラシを配布しております。(6)、だんだん広場の利用促進策としまして、この期間中にだんだん広場で実施されるイベントにつきましては、許可基準を緩和してすることとしております。(7)、イベントの開催支援としまして、ウォークブルエリアで開催する各種イベントへの助成を予定しております。裏面を御覧ください。

経過としまして、令和5年4月13日、約70名の参加をいただきまして、がいなロード開通記念事業に係る情報交換会を開催しております。令和5年6月2日には約50名の参加をいただいて、キックオフ会議を開催しております。報告は以上となります。

**○渡辺委員長** 報告は終わりました。

委員の皆さんが御意見があれば。

津田委員。

**○津田委員** 1番の(4)のだんだんバスの終日無料というところについてお聞かせ願いたいんですけど、この日、そのだんだんバスっていうのは、増便とか臨時便とかの計画はあるのかっていうことと、あとは、いつも使っている方っていうのがおられると思うんですけど、そういう方っていうのが非常に、無料ということで混雑するのではないかとということに危惧しておりますけど、そういうところを、その人たちが困らないのかということをどのように考えておられるかということをお聞かせ願いたいと思います。

**○渡辺委員長** 倉本交通政策課長。

**○倉本交通政策課長** まず、無料にする当日の増便、臨時便がないかということですが、そこら辺、今のところ予定はしておりません。あと最近の利用状況を見ましても、当然、満員になって乗車していただくのはすごくうれしいことですが、そうなるように周知はしっかりしていきたいとは思いますが、万が一、積み残しのような状況になれば、また臨機応変な対応はしたいと思いますが、現時点では臨時便の予定はしていないというところでございます。

**○渡辺委員長** 津田委員。

**○津田委員** 分かりました。

それから、あとイベント関係についてなんですけど、北側で地ビールフェスタ、それから南側で子ども向けイベント等とあるんですけど、こういうことは毎回のことなんですけど、雨天のときのイベントの変更等、考えとられますでしょうか。

**○渡辺委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 雨の日ですけれども、雨の程度にもよりますが、もう全くできないものもありますし、それなりの雨でもやるというところがありますので、大方前日までに明日の天気はどうなのかっていうことを勘案しまして、広報・周知はしたいと考えております。

**○渡辺委員長** 津田委員。

**○津田委員** 分かりました。

**○渡辺委員長** ほかに。

門脇委員。

**○門脇委員** 資料2、一番最後の2枚目の裏面ですけれども、本当に期待していたといえますか、やってきまして、にぎやかに皆さんで盛り上げていかないといけないなと思っております。裏にこの事業一覧、イベントが書いてありますけど、どうしても、これだけではなかなか分かりづらいついていうことがありますので、まず日時は、時間が分からないといけませんので、何時から何時まで、それからイベント名、イベントのところも名前だけ書いてありますが、この内容とか、これをどこかで見ればそういうものが分かるっていうところが今現在あるんでしょうか。それとも、これからどこかで市民の皆さんにも周知していかないと、なかなかたくさんの人に来ていただくには、そういうことも考えていかないとはいけませんけど、その辺の考えをお知らせ願いたいと思います。

**○渡辺委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** こちらのかがみの資料の2番の(4)の広報関係のところ、ポツの1つ目なんですけれども、イベント情報等を集約した特設サイトを公開しております。このイベント一覧に記載しておりますのは、市が主催するものもあれば、そうじゃないものもあります。可能な限り日時とかは記載していきたいと思います。当日、7月29日の悪天候によってイベントを変更しますよということも、ここには掲載していきたいと思います。

**○渡辺委員長** ほかに。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 2番の記念事業の概要について、何点かお聞きします。

(5)の米子駅周辺飲食店への協力依頼で約100店舗にチラシを配られたということですが、何でうちには来ないんだろうというような声が届いてまして、どういう基準で100店舗配られたのかというのを教えてください。

**○渡辺委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** これは商工課、基本的に商工課と総合政策課、あと都市創造課で協議をしましてチラシを配布しております。主には商工課のほうで、この辺でよいのではないかとこのところを尊重しておりますので、何でうちにはというのは申し訳ありませんけれども、そういうやり方で、仕組みで配布しております。

**○渡辺委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** すごく駅周辺の事業者の方々は駅改良に協力をしたいというお気持ちがとても強いように思いますので、なるべくもっとたくさんの方に協力依頼をすることが逆に喜ばれることみたいな印象を持ちますので、あまり不公平感みたいなものが生じないようにしていただきたいと思います。

あと(6)のだんだん広場の利用促進についてですが、ちょっとキッチンカーの方々に声をかけると、とても反応がよくて期待をされているようなんですが、そういう店舗を持たないような個人事業者の方へ、この基準を緩和したということをごどのようにお知らせするつもりですか。

**○渡辺委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** だんだん広場の使用許可基準の緩和につきましては、まずは市のホームページでも一度、御案内をさせてもらったところなんですけれども、これから、先

ほどちょっと御紹介のありましたホームページの特設サイトのほうでも、ちょっと御案内をさせていただこうというふうに考えております。以上です。

〔「分かりました。」と吉岡委員〕

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** あと（7）のイベント開催。支援とは直接関係ないのですが、ウォークブルエリアでっていうのは、具体的にどこでしょうか。

○**渡辺委員長** 堀口総合政策部次長。

○**堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 駅前はもとより角盤町ですとか、あと米子城周辺、市がやっておりますウォークブルエリアということで現在調整しております。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** これも駅前通りの事業所さんからの御意見なんですけど、土曜夜市に関連して自分のお店の前に、ちょっと歩道に店舗を出したいんだがという御相談があったんですけど、どうもこれが県道なので市ではどうにもならないというようなお返事だったらしいんですけど、その辺の区別が市民の方はつかないの、駅前通り全体で盛り上げるのかな、それに協力したいなというふうな思いを持っておられても、結局それが空回りするようなことになりかねないのですが、県との協力というのはどういうふうにしてますでしょうか。

○**渡辺委員長** 八幡部長。

○**八幡総合政策部長** まず、御趣旨の、みんなで盛り上げたいという部分については全く私どももそう思っておりますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、ぜひ御紹介いただければと思います。先ほどの商工課のお店の話についても、たまたま漏れとったという可能性もありますんで、それは私どもも本意ではありません。ですから、仮に委員さんのほうでそういう方がいらっしゃったら、ぜひ個別にでも御紹介いただければ。で、皆さんで盛り上げていきたいと、これが本意でございます。御質問の県との役割云々について、現在、鳥取県さんとは四者協議といたしまして、米子駅周辺について、いろんな意見交換の場をもう正式に、これ持っております。うちのメンバーとしては、隣に座っております副市長と県の総合事務局長が出られて、そういうような話をさせていただいてます。それで、いわゆる道路の占用の話ですけども、今回、私どもといたしましては、まずストリートテラスということで市の事業は実施いたしますし、商工会議所さんのほうがよなごバルということで事業を実施されます。それで、当該の案件につきましても具体的な場所等が分かりませんので、今ここで確実なことは言いませんけども、そういうお話がありましたら事業者の方に気軽に御相談をいただければと思っておりますので、ぜひ御紹介をいただければと思っております。

○**渡辺委員長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 一応、担当課に御紹介したんですけど、県の管轄だっていうことで、もしかしたら県のほうに聞いてくれというような御案内だったのかなとは思って。まだちょっとその後、聞いてないんですけど。そういうことがないように、もしそういう方がいらっしゃったら市できちんと対応していただきたいと要望をしておきます。以上です。

○**渡辺委員長** ほかに。

国頭委員。

○**国頭委員** 後ろの経過の（2）のがいなロード開通並びに米子駅新駅舎開業記念事業に

係るキックオフ会議をされたと思いますけど、これはどういったことを目的にされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡辺委員長 八幡部長。

○八幡総合政策部長 このキックオフ会議の趣旨でございますけども、まず米子市が、がいなロードの開通記念に、これからどういうまちづくりをしたいかということで、市長自ら歩いて楽しいまちづくりということで、まず話をさせていただきました。その後、今日、この場で御説明させていただいたような、いわゆる当日のイベント、そして今後のイベント等などについて御説明させていただくとともに、その一つ前にですね、この記念事業をするに当たって様々な皆さんの御協力を得て、こういうようなイベントの開催ということの運びになりましたので、これからもそういう皆さん方に御協力を願って、みんなで一緒にこのイベントを盛り上げていく、そういう趣旨でキックオフ会議を開催させていただいたというところでございます。

〔「分かりました。」と国頭委員〕

○渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、指定管理制度の適用方針について、当局から説明を求めます。

川本まちづくり企画課長。

○川本まちづくり企画課長 それでは、続きまして、まちづくり企画課より米子市弓浜コミュニティ広場に係ります指定管理者制度の適用方針について御説明いたします。

これは、令和6年3月31日までの現在の指定管理期間が終了することを受けまして、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間に係る指定管理者制度の適用方針を御報告するものでございます。管理業務の範囲といたしましては広場の施設、設備及び器具の維持管理でありまして、選定方法としては公募。公募の日を本年7月の3日、この後の応募受付期間を8月中旬ぐらいまでとして募集する予定としております。詳細スケジュールにつきましては、下の9を御覧ください。また、8の特記事項といたしまして、今年度の整備中でありまして夜間照明につきまして、令和6年度からの開始について記載をしております。説明は以上です。

○渡辺委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御意見ありましたら、。

国頭委員。

○国頭委員 ちょっと事前に聞いてけばよかったんですけど、4番の利用料金制度の採用で「無」って書いてあって、この意味がちょっとよく分からないんですけど。

○渡辺委員長 川本まちづくり企画課長。

○川本まちづくり企画課長 4番の利用料金制度の採用についての御質問ですけれども、こちらの文面のとおりでございますけれども、実際の指定管理者のほうは収納事務のみ行っていたこととありまして、利用料金のほうは市の収入として歳入調定のほうして、市の歳入とするということでございます。

○渡辺委員長 ほかに。

〔「なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。  
総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後0時16分 再開

○**渡辺委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

初めに、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。本件については、米子市議会広報広聴委員会要綱、第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出するものでございます。

委員長指名で選出したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** それでは、広報広聴委員会の委員には、伊藤委員、津田委員を選出いたします。よろしくお願ひします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 御異議なしと認め、そのように決定をいたします。

次に、委員派遣、行政視察についてを議題といたします。

初めに、実施の可否についての確認をしたいと思ひます。行政視察については実施することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** では、実施することといたします。

次に、実施の時期について協議をいたします。7、8月につきましては、既に公務や会派視察、また、9月は定例会も始まることもありまして、日程調整が厳しい状況となっておりますので、10月、11月に実施したいと思ひます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**渡辺委員長** 御異議ありませんので、10月、11月に実施させていただきます。

実施日につきましては、8月の閉会中の委員会で決定したいと思ひます。ある程度日程は出しているし、日程出す委員会はあると思うんだけど、この協議で。一応、8月の閉会でいいですね、このスケジュールで。

〔「はい」と声あり〕

○**渡辺委員長** 委員会で併せて協議したいと思ひます。

希望の調査項目、どこに行きたいとか、どうというのを出して、8月10日の木曜正午までに事務局に出していただきたいんですけど。皆さんのほうから。総務に関する。そうするとね、こういう出し方をすると、北は北海道、南は九州ぐらゐまで行っちゃうんだよね。で、どんどん出てくればいいけど、どっかの方面がいいじゃないかなという御意見のある委員はいますか。関東とか、東北とか。

〔「関東が、飛行機で行ける。そこの辺の、周辺の視察。その中で視察して。」と声あり〕

○**渡辺委員長** そうするとみんな出しやすいでしょう。どう。

国頭委員。

○**国頭委員** 私は、何か、もう日本全国出してもらって、それでいいところをされてもいいのかな、と。行きやすいところってなるとやはり関東がいつも集中してしまつて。

○**渡辺委員長** 分かりました。それでは、8月10日木曜正午までに事務局へ提出してい

ただきたいと思います。

稲田委員。

○稲田委員 ちょっとすみません、委員長。どうしても8月10日集まった方がいいですか。もうその書面ベースが委員長にある程度委ねる形で、日程ですよ、行き先と日程を両方8月に決めるっていう。

〔「違う、閉会中の委員会。」と声あり〕

○渡辺委員長 実施日は閉会中の委員会で決める。閉会中の委員会、8月10日じゃないでしょう。

〔「違います。」と田中庶務担当係長〕

○渡辺委員長 8月10日までに期日を決めて出してもらって、閉会中委員会にかかけたいという日程になつとると思う。

稲田委員。

○稲田委員 じゃあ、もう閉会中の委員会の開催は確定ですね。

○渡辺委員長 ええ、確定。

〔「分かりました。」と稲田委員〕

○渡辺委員長 この委員派遣だけでもやる。

〔「はい、承知しました。」と稲田委員〕

○渡辺委員長 ほんなら、8月10日までに、正午までに必ず、強制ではないですけども、全委員が提出することを希望して、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後0時20分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 渡 辺 穰 爾